土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年12月21日(金) 開会時間 午前10時00分

閉会時間 午後 4時02分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久

副委員長 塩澤 浩

委員 中村 正則 河西 敏郎 渡辺 英機 丹澤 和平

早川 浩 木村富貴子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦

森林環境部理事(林業公社改革·最終処分場) 高木 昭 森林環境部次長 守屋 守

森林環境部技監(林政) 佐野 克己

森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 長江 良明

森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹

大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏

みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基

県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 手塚 茂昭

県土整備部次長 桐原 篤 県土整備部技監 上田 仁

県土整備部技監 井上 和司 総括技術審査監 小野 邦弘

県土整備総務課長 石原 光広 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典

建設業対策室長 遠藤 正記 用地課長 清水 豊

技術管理課長 内田 稔邦 道路整備課長 大久保 勝徳

高速道路推進室長 細川 淳 道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦

砂防課長 松岡 雅臣 都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚

建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

議題 (付託案件)

※第116号 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例制定の件

※第118号 山梨県県道の構造基準等を定める条例制定の件

※第119号 山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関

する基準を定める条例制定の件

※第124号 山梨県都市公園条例中改正の件

※第125号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

※第126号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員

会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及

び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

- ※第127号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第128号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第129号 変更契約締結の件
- ※第133号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員 会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※承第2号 山梨県手数料条例中改正の件
- ※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
- ※請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 3

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決、承認すべきものと決定した。また、請願第 23-3 号及び請願 23-13 号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時39分まで森林環境部関係、休憩をはさみ、午後1時33分から午後4時02分まで県土整備部関係(午後2時53分から午後3時09分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第116号 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例制定の件

丹澤委員

この地下水及び水源地域の保全に関する条例ですけれども、全国的に外国人もしくは外国資本の水源地を買収することを防ぐことが主でもともと始まった気がするわけです。WTOでは外国人もしくは外国法人の取得を禁止できないことになっているわけですけれども、この条例でその趣旨はどういうふうにして生かされているんでしょうか。

大堀森林環境総務課長 委員御指摘のとおりでございまして、土地取引に関して外国資本と内 国資本を区別して取り扱うということは、WTO、それから民法の規定におき ましてもその第3条第2項で、外国人を法令または条約の規定により禁止され る場合を除き私権を享有する形でございまして、国の法令におきましては、外 国人、内国人を差別しない形になってございます。それをもとに、平等に財産 権の行使につきまして配慮する格好でございます。

この条例におきましては、財産権の行使を尊重しつつも、利用目的が明らかでない土地取引について行政がきちんと把握することを主眼として、30日の期間を設定し、事前にその内容につきまして行政指導を行う機会を確保することが主眼だと御理解いただければと思っております。

丹澤委員 条例で規制はできないけれども、行政指導として、外国人もしくは外国法人 が買う場合には、県として指導することができるんですか。 大堀森林環境総務課長 この条例にございますとおり、あくまで水源涵養機能の維持、増進という観点からの行政指導になります。外国人、外国資本であるといって、それだけの理由でもって指導が異なることは困難かと思っております。

丹澤委員

そうすると、結局、外国人も買えるということですね。外国資本も外国人も 買えてしまうということになると、水源涵養と言っているけれども、本来的に は、外国資本もしくは外国人から山林を守りましょうということが主眼で全国 的に始まった条例ですよね。それが行政指導だけで、届け出があって、様式さ え整っていれば、外国人も買えることになってしまいますよね。この規制はで きないわけですね。

大堀森林環境総務課長 はい。先ほど申し上げましたとおりでございまして、日本の法体系ですと、そこに区別を設けることは違法性を帯びてしまう懸念があるというところでございます。

委員御心配のとおり、外国資本であれば、そこの森林地域の水源涵養機能の維持、増進にどういったリスクがあり、地元でもってきちんと法令にのっとり、あるいは自分の資本を生かして山林の機能維持を図るかということにおいて外国資本のほうはハンディがあるわけでございますので、そこら辺はきちんと行政指導の対象になるのではないかと思います。

丹澤委員

行政指導というのは、どの程度の強制力があるか大変疑わしいものですが、そうすると、この条例が本来目的としている外国人、もしくは外国資本による買収を防ぐために、何かもっと行政的に、例えばほかの県や市町村では大量の水を取水する場合はだめだとか、こういう施設はつくってはだめだといったものがはっきりと書いてある条例もあるのだが、これはそういう規制はなくて、涵養しなさいよ、届け出をしなさいよというだけであって、果たしてそれで行政指導はできるんでしょうかね。

大堀森林環境総務課長 最初の委員の御指摘は、外国資本、内国資本でもって区別をつけるか、 つけないかということでございますけれども、その点に関しましては、いろい ろ調査をさせていただきましたけれども、申し上げたとおり、国の法体系にの っとって、各県、各市町村とも差を、区別をつけているというところはないと 理解をしてございます。

市町村によってはいろいろもっと厳しい措置を設けているんじゃないかという点でございますけれども、今回、条例案の検討に当たっては、水資源実態調査を実施しまして、県内の地下水の賦存量、それから地下水の利用状況などを調査いたしまして、地下水は減少しているというところを着目する中でもって、あるいは土地利用において涵養機能が低下する懸念があるといったことなどを加味する中で、今後、きちんと地下水の動向や利用実態を把握していく必要性があるというところに着眼して条例を組み立てているということで御理解をいただければと思っております。

丹澤委員 そうすると、この条例は、外国資本から山梨県の山林を守る、水源地を守る ということではない、国内も外国もみんな同じで守ってもらえさえすればいい よということなんですね。

大堀森林環境総務課長 条例上は区別していないということでございます。同じように法的な 効果は負いますので、外国資本が水源涵養機能の維持増進に被害をもたらすよ うなことがあれば、当然、外国資本に対してもきちんと指導ができるものと考えてございます。

丹澤委員

わかりました。条例上、法律上差別ができないと言うけれども、根本の趣旨は守りましょうということだったと思うけれども、それをどういうふうな形で行政指導として発揮できるのか。せっかくつくった条例でも、そこが全く変わらないというのであれば、これはもともとの趣旨というのはどこか行ってしまったんじゃないかという気もするけれども。だって、もともと始まった趣旨ってそうなんでしょう。最初に条例をつくった北海道の条例というのは、もともと外国資本から守りましょう、水源地を守りましょうというところで始まって、それがWTOでもって法律は差別できない、条例も差別できない、だからみんな同じですよと言うんなら、もともとの趣旨をどこで生かすかというと、行政指導でしかできない。しかし、その行政指導も法律の範囲でしかできないということになると、それは全く同じになってしまう。全く同じになってしまうということでしょう。

山梨県はいつも後追いだから、よそが最初始めたときはそういう趣旨で始めて、水源涵養というのは別な話であって、外国資本から守りましょうと。そこの趣旨を行政指導としてどこまで生かせるのか、どうしたら生かせるのかということだと思うけれども、それは誰かまた質問するということだから僕はこれでおしまいにします。

問題は、水源地域の指定をしますよね。この指定地域は県が考えている基準 もしくは範囲はどうなりますか。

長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 水源地域の指定の現時点の考え方でございます。これにつきましても、先行している他県の条例を見ますと、水源地域の指定方式として、水源涵養機能が高い森林を含む広域な地域、例えば大字といったところの範囲を面的に指定している事例がございまして、これは森林が県土の8割を占める本県においてもわかりやすい方法になり得るものと考えてございます。仮にこうした方法で試算した場合に、本県の森林面積の9割程度が含まれるエリアが水源地域という形になるところでございます。

現在は条例案本体につきまして御審議をいただいている最中でございまして、あわせて施行規則などの検討を進めている段階でございます。本条例案が可決、成立いたしますれば、施行に向けて速やかに、こうした考え方をもとに水源地域の指定を行いたいと考えてございまして、現在、具体案の検討を進めているという状況でございます。

丹澤委員

市町村もしくは地域によっては、指定されると自由な取引ができないということで、それから外れたい、指定から免れたいところがきっと出てくるんじゃないかと思うんです。そして県として指定をしたいところ、市町村の意見を聞いたら嫌だというところがきっとあるとは思うんですけれども、そうした場合、県としてはどうするんですか。

長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 条例の中で市町村長からの意見を聴取する手続も定めてございますので、その辺は実際に出てきた意見を踏まえて、必要なものは反映していきたいと考えてございます。

丹澤委員 そうすると、この範囲は指定をしたいと、県が指定範囲を一応示すわけです か。 長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 県としての案を、市町村長からの意見の聴取、 あるいは公告・縦覧などにより、一般の方からの御意見も出せるようにして、 その中で施行までの間に決めていきたいと考えてございます。

丹澤委員 施行規則もこれから決めるでしょうから、その中で本来の趣旨が生かされる ようにぜひそういうものを定めていただけるようにお願いします。

中村委員 今、丹澤委員から話があったんだけども、これももう少し行政指導を厳しく していかないと、だめだと思うよ。指導の範囲というのが、今、話を聞いてい てもちょっと弱いという感じがします。

この間、中国が領事館を新潟県につくるということになったんですね。領事館をつくるのはいいんだけども、賃貸だというふうに我々は解釈している。日本の大使館を北京につくる。それは全部賃貸ですよね。ところが、新潟の領事館はその辺が曖昧だったということだと思うんだけども、中国に土地を売ってしまったわけだ。その土地もわずかな土地じゃない。御案内のように、1万5,000平米。この土地を中国が買って、そこへ領事館をつくる。これは日本の国土の中に中国領土を認めたということになりますよね。そういう事例がある。そういうことを考えると、中国人の目的というのは、いわば原野を買って、水を確保する。しかし、農地を買うことはなかなか厳しい。これは農業委員会等があるから、これは規制が非常に厳しい。だから、買えない。そこで原野を買う。それともう1つは、今言うような、領事館を中国人が買って、知らないうちに中国の領土になってしまったという事例が新潟であるわけですね。

したがって、やっぱり国の法律等ももちろんこれは当然あると思うんだけども、やはり地方自治体、特に行政指導をもう少し厳しくやっていかないと、抜け口がどんどん出てくれば、つくった条例がただ飾り物になってしまうという可能性が非常に強いので、それは十分これからいろいるな面でもって要綱等についてもやっていくんだろうと思うけれども、相当厳しくやらないといけない。

特に富士山のバナジウム水は世界的に非常に注目されていると。そして、旅館とかホテルで潰れたようなところを中国人が買いあさる。これは中国人が表には出てこないけれども、日本の不動産関係等の人たちが中に入ってそういうふうな形をとる。そんな事例が幾つか生まれているから、ぜひ今回条例をつくるに当たっては、よく精査して、どういう形がいいのかということを、行政指導をするのであれば、特に厳しさを持って対応してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

大堀森林環境総務課長 今、委員から御指摘をいただいたことを重々踏まえまして、事案をよく精査して、指導につきましても厳正に行いたいと、条例の趣旨が全うされるように努めてまいりたいと考えております。

木村委員 大変待ち望んでいた条例が今回出てきたということで大変期待をしております。今、二人の委員から、本来の姿のきちんとした形の中でしっかりやっていってほしいという意見が出ましたので、本当にささいなことかもしれませんけれども、この条例の中に地下水涵養計画の提出が義務づけられていますが、どのような計画を想定されているのかお伺いしたいと思います。

大堀森林環境総務課長 条例におきまして定められている地下水の涵養計画でございますが、 一定規模以上の事業者により、揚水機の吐出口の断面積が50センチ平方メー トルを超えるもの、つまり口径が8センチを超えるような揚水設備の場合に、 具体的に涵養計画を作成して、涵養に努めてくださいということをお願いする ものでございます。

地下水の涵養につきましてはさまざまな方法がございまして、事業所の敷地内での雨水浸透を図るために浸透ますを設置するとか、それから、透水性舗装を行うとか、あるいは敷地内の緑化によっても涵養が図れると考えておりますが、事業所ではかなり厳しいということでございますと、森林整備や水田での湛水などによっても涵養を図れるものと考えてございます。その辺は事業者が適宜選択できるように各種の涵養方法につきましては、具体的に説明した指針をあらかじめ作成しまして、それを施行前にお示しして、それにのっとって涵養計画作成に努めていただきます。また規則にも、書式は簡便に記載ができるようにしたいと考えてございまして、円滑に制度が導入されるように努めてまいりたいと考えてございます。

渡辺(英)委員 国際的に水不足が大きくなってきていて、非常に憂慮すべき状況になっているのかなという思いがするわけです。今、丹澤委員と中村委員からお話があった、外国資本の買収などの事例に私も直面したことがありました。この山を1つ欲しいなどというような中国人の方の話も何年か前にありまして、これ、どうしたものかなという心配はしていました。そうした中でこの条例ができたということで、これはまた1つの大きな保全といいますか、山梨の水を守るということについては大変前向きな取り組みをしていただいたということで感謝しているわけです。

ただ、水というのは無制限にあるという感覚を生まれつき持っていまして、 実際これまでに山梨の水がどういう状況にあるのかといったことも考えたこ とがなかったわけですけれども、例えば山梨の地下水はどのぐらいあるのか、 わかりますか。

- 大堀森林環境総務課長 地下水の賦存量と申し上げておりますが、これはその年の降水量などによって変化するところでございますけれども、今回行われました水源実態調査によりますと、平成23年時点で約45億4,500万立方メートルと推計をしてございます。
- 渡辺(英)委員 まさに想像がつかない世界でして、例えば河口湖の何杯分とかいうとちょっ とわかるんだけども。その中で、実際に使っている水の量というのはどのぐら いなんですか。
- 大堀森林環境総務課長 主な地下水の利用でございますけれども、上水道等の生活用水、それから工業用水、農業用水などが主な用途でございます。生活用水ですと、9,700万立方メートル、それから工業用水ですと3,300万立方メートル、農業用水ですと1,900万立方メートルで、合計で1億4,900万立方メートルという形です。本当は、東京ドーム何杯分とかそういうので申し上げなければいけないんでしょうけれども、今、そこは換算できておりません。申しわけございません。

渡辺(英)委員 この使う量というのは1年間でという意味ですね。

大堀森林環境総務課長 はい。

- 渡辺(英)委員 45億4,500万立方メートルの埋蔵量があって、1年間に1億5,00 0万立方メートルぐらい使っていくということですけれども、ミネラルウオーターについては、山梨県でかつて40何%のシェアを占めていた経緯があるんですけれども、ミネラルウオーターで使う量というのはわかりますか。
- 大堀森林環境総務課長 平成22年のデータでいきますと62万5,000平方メートルでございまして、これが工業用水の2.8%程度というふうに考えてございます。
- 渡辺(英)委員 想像していたよりは少ないというような思いもあります。そうしますと、今、 1億5,000万平方メートルというお話がありましたけれども、埋蔵量から 比べれば何分の一かぐらいになるわけで、当面は心配ないというふうに考えて いいのかな。
- 大堀森林環境総務課長 おっしゃるとおりでございまして、県全体でなべて見れば、直ちに枯渇する心配はないと考えてございます。ただし、先ほど申しましたとおり、降水量はその年その年によって変わるものでございまして、10年に一遍、20年に一遍、30年に一遍という形で渇水も起こる可能性がございます。それから、地下の涵養というのは、地質によって帯水層があるところとないところがあります。そこの井戸の掘り方とか、井戸が集中したりするなど、いろいろと要素がございますので、水が枯れるというところは、なべて見ればリスクはありませんが、場所によっては考慮しなければいけない部分も場合によってはあると考えてございまして、そのために今回の条例をもって利用実態を把握したいと考えているところでございます。
- 渡辺 (英) 委員 心配ないというような御答弁でしたけれども、そうはいっても、これは山梨県にとっては一番大事な資源ですから、それはやっぱり保全していくのは大事な問題かなと思います。今まで地下水についてどのような対応をしてきたんですか。
- 大堀森林環境総務課長 条例の来年度の施行でございますが、現行で指導要綱がございます。 かつて高度経済成長のとき、地盤沈下といった公害の問題がございました。そ のとき、本県におきましてもある程度地盤沈下が生じていたということもござ いまして、地下水の利用を抑制する必要があるという中で行政指導を行った経 過がございまして、それが今、継続しているということでございます。
- 渡辺(英)委員 一番心配なのが、この条例が施行してどの程度縛りが強化されるのかというところだけれども、市町村には市町村の条例等があって、先ほど心配された御意見もありましたけれども、もう既に地下水のくみ取りを禁止しているところも、多分、忍野村とか富士河口湖町も最近ありましたね。そことの兼ね合いというか、つながりというのか、県の条例が優先していくのか、市町村は市町村が優先していくのか、その辺はどうなんでしょうかね。この条例の重みを県のほうでどういうふうに捉えていますか。
- 大堀森林環境総務課長 委員御指摘のとおりでございまして、県内の約10市町村で条例がございまして、許可制等を敷いているところでございます。忍野村では循環的利用という考え方でもって、域外に持ち出すような利用は一切されておりません。今月、富士河口湖町でも同様のような条例改正をいたしまして、利用についてかなり厳しい制限をしているということでございます。

今回、私どものほうで御提案申し上げた県の条例でございますけれども、そういった市町村の取り組みを優先する中で、また、住民の方々に二重行政にならないようにという観点がございまして、この条例の27条でございますけれども、市町村との関係は、この条例の目的が達せられると、既に優先的に先行して取り組みされていると認められる場合には、この条例の規定をその分に関しては適用しないということですみ分けをしていきたいと考えてございまして、今、市町村と協議をさせていただいているところでございます。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第126号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

(治山費について)

塩澤委員

治山費ということでもって補正予算が 1 0 億円ちょっと盛られておりますが、このことでお伺いしたいと思います。たしか、治山費はある程度減額すると、9 月議会のときにそんな説明があったと思います。今回、臨時的というような話もあったんですけれども、今回、相当の予算額による補正がされているわけです。もう一度、経過を教えていただきたいと思います。

沢登治山林道課長 まず9月補正でございますが、その時点で国の補助金等の交付決定に伴いまして、治山費で4つの国補事業をそれぞれ決定に応じて増減額の精査を行った結果、全体として約2,500万円の減額補正を行いました。対しまして、今回の補正は、国から山地防災力の向上などを目的に追加の経済対策として示されました早期に執行が可能な事業ということで、復旧治山費ほか2つの事業を増額補正するものでございます。

塩澤委員

防災力向上も確かに大事なことだと思いますが、この目的をもう一度教えてもらいたいんです。今の話の中であった防災力向上とかいうようなこともありますけれども、それが一番の目的だということでよろしいですか。

沢登治山林道課長 今回の補正予算の中で復旧治山費がございますが、御承知のように、昨年 9月、2つの大きな台風の来襲により県内各地で被害が出ました。そして今年 度も6月に台風が来襲したということで、復旧治山につきましては、昨年の台 風による箇所が10カ所、今年の台風によるものが2カ所、連年の降雨等によ りまして荒廃した箇所9カ所、合計21カ所を整備して、山地防災力の強化を 図りたいという計画でございます。

塩澤委員

台風などで大変被害を受けたところは早期の復旧も大事なことであると思いますので、そういった事業でこういう緊急的なものを使ってやっていくことは重要なことだと思いますので、お願いしたいと思います。

(水源地域緊急整備事業費について)

そのほか、水源地の緊急整備事業費で琴川ダムという話もありますけれども、 上流4カ所で事業を何か予定しているという先ほどの説明がありました。去年 はあまり雨が降らなかったということで首都圏では本当に水不足が心配され たんですけれども、先ほどの条例のこともありますけれども、水資源の涵養が 山梨県にとっては重要な大事な部分だとは思っています。今回、水資源の涵養 という部分について整備をされるのかどうかお伺いします。

沢登治山林道課長 水源地域緊急整備事業につきまして場所としますと、ダム上流、あと集落 の生活用水等の水源地域におきまして水源涵養機能の向上を図るということ で、1カ所当たり3年から4年程度の全体計画で崩壊地の復旧や治山ダムの設 置をします。加えまして、この事業の特徴といたしましては、作業道なども整 備をしまして、間伐などの森林整備を一体的に行うという計画でございます。 今回の4カ所の全体計画は、森林整備を約170ヘクタール、作業道を1キロ、 治山ダムを30基、あと崩壊地の復旧7カ所を整備する計画であります。

塩澤委員

細かい事業についてはそのとおりにやっていくということだと思いますけれども、最初の説明で、国補決定というようなことでもって緊急性の高い事業という話がありました。経済対策という部分もあるとは思うんですけれども、緊急対策ですから早くやらなければいけないと思うんですけれども、その辺のスケジュールについて、どのような形でやっていくのかお伺いします。

沢登治山林道課長 今回の補正事業にかかわるスケジュールとしましては、年明け早々に国に対しまして補助金の交付申請を行います。その後、1月中旬ごろに国から交付決定をいただきまして、工事の請負契約をするために、公告をあわせて実施いたします。2月中旬をめどに工事の入札、請負契約を締結し、同時期に着工という予定で計画をしております。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第127号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求める ことについての請願事項の 3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

所管事項審査の冒頭、執行部から山梨県環境整備センターの漏水検知システムの異常検知について報告いたしたい旨の申し出があったことから、これを受けることとし、安藤森林環境部長が概要説明、また、保坂環境整備課長が詳細説明を行った。

(山梨県環境整備センターの漏水検知システムの異常検知について)

渡辺(英)委員 黄色いところと赤いところの説明がありました。0.5ミリアンペアとか、 10ミリアンペア、50ミリアンペアなどとあるんだけれども、全く意味がわ からない。これ、どういうことだか教えてください。

保坂環境整備課長 通常、シートの上と下に銅線をひいてあり、縦の列がシートの下側です。 そして、この図面で横の線が、シートの上側にひいてあります。5 ボルトの電気を下側の銅線に流しまして、一点一点電気を通して確認しています。そして、もしどこかに穴があいていれば、そこを通して電気が上のほうに抜けて上のほうの銅線が感知するということになっております。ただ、どのぐらいのミリアンペアを計測したから漏水が出ているとか、穴があいているということではありません。県といたしましては、坂田電機と話をする中で、一応注意をしたほうがいいというのが 0.5 ミリアンペアで、10ミリアンペアを超える部分は、ここはかなり疑わしいという部分で赤いレベルにしてあります。今回のところは50ミリアンペアということで計測を振り切っておりますので、そこのところが異常箇所かということで疑われている箇所でございます。

渡辺(英)委員 最初出たのはやっぱり50ミリアンペアだったかな。

保坂環境整備課長 はい。

渡辺(英)委員 今回、50ミリアンペア出ているということになれば、既にもう埋め立てて 時間の経過もしているところが異常を検知したということで、これは実際には どういうことが考えられますか。

保坂環境整備課長 先ほど部長のほうから坂田電機の速報という形で、前回の現象と酷似して おり、遮水シートの異常を検知したものと考えるという速報を坂田電機からい ただいておりまして、今後、詳しい原因究明をしていかなければならないとこ ろです。今、現状、はっきりしたことはわからないところですけれども、前回 と同じような場合と、あとは、漏水して通電をしているということも考えられ ると思っております。ただ一方で、処分場の下に地下水を集める集排水管がありますが、先ほど言いましたように、マンホールに入って通水を確認していますけれども、そこは水が通っておらず漏れているところがないということです。もう1つ、防災調整池の下に2号井戸がありまして、そこの連続測定の結果においては数値に変動がありませんので、処分場の安全性は確認されているということで今、考えております。

- 渡辺(英)委員 細かい点を伺いましたけれども、しかし、大変な問題だという思いは率直にあるわけで、山梨県にとっては非常に頭の痛い問題である。そこで、今後どういうふうなスケジュールで対応していくのか、そんなような流れはわかりますか。この原因究明も受けて、あるいは作業もそれまでは当然中断していかなければならないだろうし、その辺が気がかりですけれども、わかる範囲内で教えてくれますか。
- 保坂環境整備課長 現在、異常検知に伴いまして搬入をとめております。原因究明が長引けば、 その分やはり搬入をとめていかなければなりません。とにかく今、原因究明を 早急に行わなければならないということで、前回同様、まず調査計画を早急に 策定いたしまして、安全管理委員会に報告する中で御意見をいただいて進めて まいりたいと考えております。

現状ですけれども、どういう形で進めていくのかという方法について、今、 早急に検討していきたいと考えております。

- 渡辺(英)委員 前の事故が終わって、北杜市に対しても、とまっていた期間の再延長などの お願いをするような状況の中でまたこうした事故が発生したということで、専 門的なことはわからないが、これは大変な問題だということは県民の皆さん方 も多分心配されている現状だと思います。今後どういうふうにしていったらい いのか、この対応については我々議員としてもどういうふうに説明していって いいのか全くわからない、困っているといった状況ですけれども、その辺のこ れからの取り組みについてはどうなんでしょうか。
- 保坂環境整備課長 とにかく原因究明を先に進めていかなければいけないということで、今、 そこの調査方法等に取り組ませていただきたいと考えております。

渡辺(英)委員 しっかり頼みます。

飯島委員 予期しない事故というか、とても残念ですが、笹子トンネルと同じように、 山梨のイメージダウンになってしまったのかなというところを懸念していま す。システム施工業者とシステムをつくった業者は同じところなんですか、そ れとも別のところですか。

保坂環境整備課長 システムをつくって施工している業者は同一でございます。

飯島委員 日本国内にこういった処理場が当然幾つもあると思いますけれども、本県と 同じようなシステムはどのぐらいあるのか、あるいはほかの県においてはまた 何種類か別のシステムがあるのか、その辺のことをお伺いしたい。

保坂環境整備課長 明野処分場と同じ施工業者のシステムを採用している部分につきまして、 昨年10月に私どもの調べたところで61施設ございました。 飯島委員

その同じような施設を使っているところで、過去においてこういう事故があったという報告はないんですか。

保坂環境整備課長 昨年10月に調査をしたときに、61施設のうち回答をしていただいたところが37施設ございまして、そのうち8施設で漏水検知システムの異常検知の発生事例があったことを回答していただいております。中身につきましては、重機の爪で廃棄物等を押したことにより遮水シートを損傷させてしまったとか、工事車両がのり面までぶつかって遮水シートを損傷させた、あとは、廃棄物が直接遮水シートに刺さって穴をあけてしまったとか、そのほかに、漏電でシステムそのものに障害が発生してしまったということで、本県の事例のようなものは確認の中ではございませんでした。

飯島委員

今、御説明いただいたように、はっきり原因がわかっているところと本県みたいにわからないということはとても違いがあると思うので、2度目の異常検知ですから、本当に早急に原因究明をやっていただきたいと思います。笹子トンネルも非常に残念というか、痛ましい事故ですけれども、人命には直接関係ないのかもしれませんが、今後また原因究明に時間がかかると、経費もかかりますし、搬入業者の明野離れというのも、これもまた風評じゃないですけれども、かなりあるかと思います。とにかく早く、何回も笹子の例を出しては失礼かもしれませんが、笹子も年内には片側通行かもしれませんが、通行できるということも聞いていますから、ぜひ早目に解析をしていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

丹澤委員

せっかく再稼働してほっと一安心というときにまたこういう事故が起きたということで大変残念であります。前回私どもの一般質問のときに、もし工事で起きたとするならば、全体を点検しないと、あの部分だけじゃなかったんじゃないかという質問をさせてもらったんですけれども、こういうふうになってくると、多分、埋め立ての途中で起きたとは考えにくい。とすると、工事のときにそういうふうなふぐあいが生じてしまったということであれば、2,200カ所の交点すべてを点検しないとまた同じことが起きてしまうんじゃないかと思うんですけれども、このことは考えていないんですか。

保坂環境整備課長 前回の異常検知につきましては、事業団で原因究明調査をする中で、原因の結果を安全管理委員会に御説明をさせていただいているところでありまして、その説明の中で、遮水工の施工から保護土の施工までの間に極めて強い力が遮水シートにかかって、そうしたことが原因であるということで説明を行ってきたところです。それに加えて、当時、掘削の調査をしたほかの電極交点部について損傷が確認されていなかったということと、あと埋立地全域にわたって、その当時、漏水検知システムで異常が検知されなかったことを考え合わせると、当時、ほかの箇所に損傷が生じている可能性は極めて低いということで、調査を異常検知の箇所の部分に限って作業を進めさせていただいたところでございます。

今回、先ほどの坂田電機からの速報もございます。今後速やかに調査方法を検討する中で、安全管理委員会に報告して意見をいただく中で作業を進めていくわけですけれども、ほかの埋め立て箇所についてどういう形で対応していくのがいいのか、その中でまた検討していかなければならないと思っております。

丹澤委員

これは圧力をかけて初めてこういう現象が生じてくるということでしょう。要するに、現状では全く異常が検知されない。だから異常なく問題がないと判断しているわけですよね。しかし、埋め立てをして圧力がかかるとこういうふうな異常検知がされてしまうということは、何もない状態では異常検知がないから工事が完成したというふうに判断したんでしょうけれども、実際、重量がかかると、そういう事態が生じる箇所が出てきてしまっているんですよね。そうすると、検査の仕方そのものが、何もない状態で検知されないから完全だというふうに言っているけれども、それでは検査方法が甘過ぎる、もっと別な方法でやらないとだめじゃないかと思うけれども、どうなんでしょう。

保坂環境整備課長 漏水検知システムはそもそも異常があったら検知するためのものということで、他県でも実際に同じシステムを使っているところがございます。そうした中である程度実績のあるシステムであると判断をしておりましたので、当時、埋立地のほかの区域のところで異常検知がされていないとか、あと、掘ったところでほかの電極交点部のところに損傷がなかったので、そのときにはそういう判断をさせていただいて作業を行っていた状況でございます。

丹澤委員

だから、前のときも、ほかのところで異常検知がされていないから大丈夫ですという答弁でしたよね。でも、大丈夫じゃなかったわけです。上から重量がかかったら、そういうところに異常検知をする箇所が見つかったということですから、何にもない状態では異常検知をしていないわけですよね。でも、埋め立てて初めてこの処理場は役をするわけです。重量をかけてこういうことが出るのであれば、検査の仕方がちゃんとなっていなかったのではないかと思うけれども。圧力がかかって初めてこういう異常検知がされるんでしょう。圧力がかかっていない状態では何にもありませんから大丈夫ですという判断をしているわけだけども、今回の調査方法をどうするのかわかりませんけれども、埋め立ててまた異常が出てきたら、全部を掘り返して、また原因究明をしなければならないわけですよね。それはどうするんですか。

保坂環境整備課長 今後の調査方法につきましては、調査計画を今、早急に立てまして、安全 管理委員会に報告する中で意見をいただいて進めていくということで考えて おります。

丹澤委員

すみません、質問が飛んでしまいましたけれども、要するに、圧力がかかって初めて異常検知をするわけですけれども、そうでない箇所というのは、全く大丈夫ですと言い切れるんでしょうか。

保坂環境整備課長 今回、2度目の異常検知ということで、先ほども話をさせてもらいましたように、坂田電機からも、前回の現象と酷似しているということの速報がございましたので、今後、調査方法を詰めていくわけですけれども、その中で、ほかの埋め立て箇所についても、どのような形で対応していくのが一番いいのか検討してまいりたいと考えております。

(林業公社職員の処遇について)

木村委員

林業公社職員の処遇について2点お伺いいたします。平成26年3月には、公社から公園に出向されている4名がおりますが、公園が指定管理者のちょうど切りかえ時期に当たるということですけれども、その4名は、公社が廃止までに身分は公社に戻れるのかというところからまずお伺いします。

長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 現在、林業公社におきましては、分収林の管理のほかに、武田の森、金川の森、県民の森の3つの公園的な施設の指定管理者になってございます。現行の指定は平成25年度末で終了でございますが、公社全体の改革として廃止の方針がある中で、次期の指定管理者の募集に応じることは困難な状況でございます。

現在、公社のプロパー職員の方は分収林の管理をしている方と公園系の方と合わせて10人おりますけれども、うち4人が、委員御指摘のとおり、いわゆる公園系の3施設の業務に従事されております。公社の改革プランにおいては造林系の山の管理の仕事の増加は見込んでおりませんので、公園系の仕事の指定管理者としての仕事の終了時には、業務縮小に見合った職員数の削減、すなわち職員の退職を見込まざるを得ないという状況でございます。

木村委員 公園の仕事をしたいという職員がその4名の中にいる場合には、指定管理者 の受託条件の中に従業員の雇用を入れてほしいと思うんですが、いかがですか。

江里口県有林課長 次期の指定管理者の募集につきましては、現在、具体的な対応について検討しているところでございますけれども、指定管理者制度の狙いとしては、民間活力を生かして公共施設の管理により地域住民のサービスの向上と自治体の経費の節減を図るという大きな狙いがございます。このため、現在の公社職員の採用を公募の条件として今後掲げるということにつきましては、民間企業の競争を損なう面もあり、制度の趣旨から適当ではないと考えております。したがいまして、公社のほうで再就職があるのであれば、指定管理者決定後に協力の要請をするという形になるかと思います。

木村委員 職員10人のうちのあと6人は、平成28年度末の林業公社の廃止までは公 社の職員ですけれども、林業公社自体には財政基盤もなく、意思決定をするた めの裏づけもない状況のようですね。そうすると、廃止後のプロパー職員の処 遇について、今まで働いてきた皆さんの知識と技術を生かすことができる再就 職先の確保に努めるということが改革プランに記載されているわけでありま す。公社に残っている6人のことについての再就職先の確保に関する考え方を お伺いしたいと思います。

長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 林業公社改革プランにおきましては、県は分収林の管理など、公社のプロパー職員の方々がこれまでの知識や技術を生かすことができるような再就職先の確保に努力するということにしてございます。また、関連する部分でございますけれども、公社廃止後の分収林につきましては、県に移管して、県有林との一体的な管理や外部への委託などにより、より効率的に事業を実施することも既定の路線として定めてございます。

現在、改革全体を進める中で、県民負担の軽減を図るという観点からは、当面は分収林契約の変更は何よりも最優先の課題となってございますけれども、この職員の方々の雇用についても大事な課題であると考えてございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、公社廃止後の分収林の管理のあり方とも関連してくる課題ということもありますので、改革全体を進める中で鋭意、対応の検討を進めてまいりまして、再就職先の確保に努力していきたいと考えてございます。

木村委員 今まで、業務に誇りと愛着、責任を持って働き続けていた職員の皆さんです

から、やっぱり離職者の皆さんの希望がかなうようぜひお願いします。さっき答弁をいただいた2人の課長さんは、役所的ではなくて、本当に心配をしてくださって、何とかしていこうというものを感じることはできますけれども、そうはいっても、県当局としてのいろいろ立場もおありでしょうけれども、やっぱりしっかりとした責任を持って、分収林管理業の従事を基本にして、県関係の職場などを含めて雇用の確保をぜひこれからしっかりとそれに向かって実行していっていただきたいと思います。

たまたま委員会で私がちょうど関係していましたから、こういう話ができる わけですけれども、協議会なども設けているようですが、こういう話をしっか りと受けとめる窓口も置いておいていただきたいと思うんですけれども、その 点についてお伺いします。

長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 公社職員の労働条件につきましては、一義的 には使用者側であります公社の当局がございますので、そこでしっかりと対応 いただくことが重要だと思っておりますけれども、県といたしましても、公社 当局と連携を図りながら、公社当局を通じて、労働者の方の御主張も承りながら、再就職先の確保に向けて公社当局とともに努力をしていきたいと考えてご ざいます。

木村委員 わかりました。ぜひ離職者の皆さんの希望がかなうように責任を持って就職 先の確保についてどうぞしていただきたいということで終わります。

(クリーンエネルギーの推進について)

早川委員

クリーンエネルギーの推進について質問します。今まで県ではグリーンニューディール計画を策定して、クリーンエネルギーの推進の1つとしてお伺いするに、現在まで、県立学校など45カ所の県の公共施設などに太陽光発電設備を設置しているということですが、私はさらにもっと多くの導入が可能だと思っており、また、するべきだと思います。知事が2050年までに電力を自給自足するという目標を掲げたわけですので、これを契機により一層積極的に設置拡大を進めるべきだと思うのですが、その点に関する方針やお考えをまずお伺いします。

小島環境創造課長 御質問をいただきましたとおり、県が率先して県有施設に太陽光発電の装置を設置するということにつきましては、太陽光発電を県内に広く普及させていくという上でも大変重要であると思っておりまして、平成21年にグリーンニューディール計画を策定して以来、平成21年度から3年間で30施設に太陽光発電設備を設置したということでございます。これらの施設は構造的に設置が可能という最低条件がございますけれども、それに加えまして、県民の目に触れやすいということもございますので、普及啓発等が見込まれる施設につきましてはおおむね整備できたと思っております。また、先月オープンいたしました県立図書館にも、県の施設として最大の太陽光発電装置をつけてございますし、防災新館にもできるといった状況でございます。これまで設置をしてきた施設以外の既存施設の場合につきましては、やはり建物の構造といった問題もございますので、導入拡大について、庁内の関係課ともよく連携をしながらしっかりと検討していきたいと考えています。

早川委員 先ほど御答弁では、おおむね設置ができたということすけれども、私が感じ

る限り、まだまだ設置ができるところがあると思うんですね。構造上の話がありましたが、私たちが承知をしている以上に技術革新は目覚ましい。こうやっている間も進歩していると思うんですね。もちろんこれは十分検討されていると思うんですけれども、太陽光パネルは軽量化とか、フレキシブル化、フィルム化などが進んで、今までは困難だった、のり面などの曲面部にもより一層可能になりました。

これまで何度か話が出たんですけれども、この土木森林環境委員会の県外調査で視察に行った佐賀県では、県の施設の曲面の屋根に積極的に導入しておりました。本県でもこういうパネルの設置を進めていくべきだと思います。特に私は小瀬スポーツ公園や富士北麓公園の体育館とか武道館、また駐車場の一定の面積があるところであれば、曲面とかのり面であっても可能だと思います。クリーンエネルギー先進県山梨ですから、今まで以上に先進的な取り組みをするべきだと思うんですけれども、お考えをお伺いします。

小島環境創造課長 御質問いただきましたように、太陽光発電用のパネルにつきましては、まさに今、日進月歩で技術革新が進んでいるということでございます。御指摘をいただきました曲面でも設置できるパネルは、おそらく薄型シリコンパネルと思っております。それはさまざまな場所に導入が可能だということで、今後の太陽光発電の普及に大変役に立つものであると思っております。一方で、いわゆる変換効率が、薄型のパネルにつきましては、一般に比べるとまだまだ低いということがございます。いわゆる太陽の光のエネルギーを電気のエネルギーに変換する割合でございますけれども、それがまだ一般的な結晶型パネルよりも低いということ、それに伴って、どうしても同じ発電をするにはコストがかかるといった課題があると承知しております。したがって、こうした点を踏まえながら、本県での導入の可能性につきましても、今、御指摘がございましたほかの県の事例も十分に研究しながら検討していきたいと思っています。

早川委員

これ、部長もお持ちだと思うんですけれども、このようなフィルム型のものを使用して、実際にある企業が小瀬スポーツ公園の武道館への設置をしたイメージがあるんですけれども、これが武道館の曲面ですけれども、武道館の曲面屋根に実際に設置が十分可能だと、企業が私に提案をしてくれているんです。小瀬スポーツ公園や富士北麓公園などは県の防災拠点にもなっているので、太陽光発電設備とあわせて、発電した電気をたくわえていく蓄電機能を進めていくことこそ、本当に災害時の公共の役割として必要だと思うので、これはぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

片やその一方、財政状況が厳しい中で、県単予算での対応がなかなか難しいと考える中で、これも御案内だと思うんですけれども、国の制度資金には、環境省が所管する新グリーンニューディール基金等を積極的に推進するべきだと思います。お伺いするに、このたび山梨県は惜しくもこの基金に採択されなかったと伺っているんですが、先般、私自身、環境省に電話をしたら、今年は120億円の予算であったのだけれども、来年は250億円の予算要求をされているとのことですので、ぜひ、防災とクリーンエネルギーという、まさに本県に今、必要な計画を今年度のものからさらにブラッシュアップしていただいて、積極的に国の補助金を入れていただいて、山梨県や市町村の公共施設に導入していただきたいと考えますが、その点に関してお考えをお願いします。

小島環境創造課長 御指摘をいただきましたように、本県の大変大きな課題でございます防災 対策の強化に対して、またもう一方で、本県の貴重な資源である太陽光を使っ た発電を活用していくことは大変重要であると思っております。一方で、まさに委員も御指摘いただきましたように、本県の財政は大変厳しい中にございますので、そういったことの活用に当たりましては、国の支援制度をやはりできる限り最大限活用していかなければならないと思っております。

お話にございました環境省の新グリーンニューディール基金というふうな言い方もしてございますけれども、それは本年度創設されまして、今後数年の間に順次各都道府県に予算が配分されると伺っております。私どもとしては、できるだけ早期に採択が得られるように、本県における事業の必要性、あるいは山梨ではこういうことをしたいんだといった取り組みの中身につきまして、強力に国のほうに訴えていきたいと思っております。

早川委員

環境省のお話があったんですけれども、クリーンエネルギーの推進は、まさに注目されているので、もちろんこれも御案内だと思うんですけれども、経産省や国交省、そして文科省の来年度の予算の中でも導入促進事業がたくさん出ていると思うので、これらを活用して、ぜひ公共施設に、例えば市町村の公民館などでもいいと思うんですね。自然エネルギーの設置を進めていただきたいと思います。

最後にもう1点、県内のクリーンエネルギーの導入推進に関しては、民間の力が非常に重要だと思っています。本会議の代表質問で渡辺委員が質問されたように、民間企業の太陽光発電の参入には、今、関心が寄せられているんですけれども、民間の企業を使うのに、県内経済のまた違った広がりに結びつくことも私は本当に必要だと思っています。

1つ大きな目標となるのが、未利用県有地に民間メガソーラーの導入を行いましたが、その誘導事業であると思います。私は、県が誘致に関して、誘致企業先である三井物産や東京海上などから、本県の産業振興に対する協力を取りつけたと伺っているんですね。その一環として、先週、東京海上の本社ビルにおいてイベントスペースの提供を受けて、県産品の展示販売が行われたと伺っているんですけれども、こうした取り組みをより一層広げるべきだと思っています。県では、産業振興の協力のために、今後どういうふうに、例えば三井物産とか、そのほかの企業も含めて協力を得ようとしているのか、この点についてお伺いします。

小島環境創造課長 クリーンエネルギーを本県で導入を拡大していくということは、県内でクリーンなエネルギーによる電力の供給量がふえるということは、もちろんですけれども、委員がまさにおっしゃるように、それをもとに県内の産業とか経済を活性化させていくということも重要であると承知をしております。そうしたことへのモデルケースとなるような意味合いで、お話がございましたように、県有地へメガソーラーを誘致いたしました三井物産、あるいは関係いたします東京海上、具体的には東京海上アセットマネジメント投信という会社になりますけれども、それと明電舎などと7月に協定を結びまして、県内の産業、あるいは環境や農林業などの振興に御協力をいただくことをその協定の中に盛り込んだということでございます。御質問の中で触れられました、東京海上火災

の本社での展示販売会はその一環ということでございました。

今後の取り組みということでございますけれども、三井物産には海外に大変広い店舗網がたくさんございます。そういったことを活用させていただくということで、例えば海外からの観光客誘致において、特に今後は東南アジアが重要だということでもございますので、そういった国の支店に本県のパンフレットなりポスターといったようなものを置いていただきまして、特に東南アジア

の富裕層の方などに山梨県のことを三井物産を通じて御紹介をいただくとか、あるいは、県産食材を使ったメニューを、関係する会社で食堂などをやっている会社があると伺っておりますので、いろいろな食堂で山梨の県産品を使って出していただくといった取り組みにつきまして、私どもがあくまで窓口ということでございますので、森林環境部が窓口になりまして、また、庁内の関係する部局とも一体となって、誘致企業でございます三井物産、あるいは東京海上と協力していきたいと思っております。

早川委員

本当にそういった取り組みが、クリーンエネルギーだけじゃなくて、まさに 先進県山梨だと思うので、さっきの太陽光パネルの設置もそうですけれども、 クリーンエネルギー先進県山梨なので、本当にスピード感を持って、ぜひ先進 的な積極的な取り組みをお願いして、以上で質問を終わります。

主な質疑等 県土整備部関係

※第118号 山梨県県道の構造基準等を定める条例制定の件

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第119号 山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関 する基準を定める条例制定の件

丹澤委員

今、2つの条例を見させていただきまして、大変努力をしていただき、本当に感謝しています。今、2つの条例案の説明がありましたけれども、この条例で、今までは国の道路構造令があって、国庫補助などをもらう場合には国の道路構造令どおりつくらないとだめだということになっていて、田舎なのにもばかでかい歩道ができ上がってしまって、こんなの無駄だなと思うのがたくさんあったんです。そうすると、今回、国補をもらった場合には、この部分については全く道路構造令から外れてしまっていますから、補助金をもらっても、国庫補助をもらっても、山梨県のこの基準でできることになるんですか。

大久保道路整備課長 道路の基準は県道に関する基準ということでございまして、県道については、今回お願いしている構造基準にのっとればいいとしております。ただし、 国道につきましてはこの適用外でございまして、あくまで国が制定した道路構造令にのっとらなければならないということでございます。

丹澤委員

県道でも、国庫補助をもらえますよね。国庫補助をもらった場合に、今までは道路構造令に基づいて整備をしてきましたよね。今度、それから外れて適用外になったから、国庫補助も県の条例を優先して、それでつくっていいよと、そういう補助基準になっているんでしょうか。

大久保道路整備課長 おっしゃるとおりでございます。この県道については、今回の基準を適 用すれば国庫補助の対象になるということでございます。

丹澤委員 わかりました。

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第124号 山梨県都市公園条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第125号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第126号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

(国道橋りょう工事について)

飯島委員

盛りだくさんで頭がいっぱいですが、基本的な御指導をお願いしたいと思います。県土3から6にかけて、道路整備課あるいは道路管理課で所管が違うということなんですが、事業の概要の国道橋りょうの改築費と修繕費については、おおむねわかるんですが、例えば一般国道411号の中に改築費と修繕費がそれぞれあるんですけれども、これは行っている場所がもちろん違うということなのか、それとも、所管が違って工事内容も違うのか、その辺を教えていただきたいです。

大久保道路整備課長 県土3ページの道路整備課事業の中の表の上から2番目、国道橋りょう 改築費の一般国道411号については改築費ということで、道路を拡幅、ある いはバイパスということで、この場合は拡幅です。今の道路より改善するとい うことについて改築という言葉を使っております。あと、道路管理課所管部分 の修繕費というのは、基本的に改修、現状の幅員とかその辺は直さない中で、 改修するということでございます。

飯島委員

ありがとうございます。家も改築と改修みたいなものがありますから、おおむね概念的にはわかっていましたが、改めてお聞きさせていただきました。

この間の笹子トンネルの事故もあって、これから道路行政はますます重要になっていって、こういう補正もふえていくのかなという中で、先ほどの道路構造の基準の条例も改定されて、施行は来年4月からでしょうけれども、この補正に関してのプライオリティーは当然考えてやられていると思います。これをつくった後に笹子の事故が起きたと思うんですが、起きた笹子の事故を受けて、今後、こういう補正に関してもっと国に要求していくとか、そういうことも考えられていると思います。当局としては、道路を直す基準も今以上にもっと精度や質も高めたりするということを検討していかなければいけないと思いますが、その辺はちょっと答えにくいというか、今の笹子トンネルのことを考えながら、トンネルだけじゃなくて、道路とか橋とかいう問題に関して、新しい見解があるのかどうか、お答えできたらお願いしたいと思います。

鈴木道路管理課長 今回の補正につきましては、今、委員おっしゃられましたように、事故が 起こる前ということもございまして、トンネルとか補修系は、対象になった国 の補正が幾つかございまして、そのほか、トンネルなんかは対象になっていな かったというものもございます。対象になっているものもございましたけれど も、これまでに日常点検、あるいは定期点検をやった中で、今すぐここで補修 をしなければならないものはないという判断をしておりまして、そういう意味 から今回の補正には計上しなかったということでございます。

それで、今後につきましては、今、委員おっしゃられましたように、点検とか、維持管理の計画を早急につくるということにしておりまして、例えば国のほうの補正があったりしましたときには、それをもとにまた要望なりをしていきたいと思っております。

(県道橋りょう改築費について)

木村委員

県土3ページです。先ほどの説明の中に通学道路の交通安全対策ということで、我が甲斐市の牛句地内というところがありました。確かにあそこは新しい家がふえていまして、歩道もないし危険だなと、葬儀などがあると、あそこのところはずっと並んでしまって、本当にいつもあそこを通るのが嫌だなというところだったんですけれども、そこのところが通学道路の交通安全対策の費用ということでここに入っています。

そこのところは、西条交差点からずっと上がっていくのはかなり前から広くなっていて、旧敷島役場のところを過ぎて、すごく狭くなっていて、なかなか仕上がらないなと思っていました。いつごろからあそこは着手して、大体いつごろ、完成する予定になっているんでしょうか。

大久保道路整備課長 御質問の県道の敷島竜王線甲斐市牛句の拡幅事業でございますが、区間が、委員おっしゃられたとおり、旧敷島役場の少し北側から金石橋西詰までの間、延長が1,380メートルございます。工事内容といたしましては、ここは既に都市計画の決定がされておりまして、それに沿って道路計画の実施をしております。一部、現道から分かれるところがあります。一部バイパス、残りが道路拡幅、さらには電線共同溝もともに実施をいたします。全体の幅員が16メートル。これはその南で改良済みの区間の幅員構成と同じでございますが、車道片側3メートルが2車線、歩道が両側各3.5メートルを設置いたします。事業期間でございますけれども、平成17年度に着手いたしまして現在事業を進めておりますが、用地買収がこれまで99%完了しておりまして、残りが1件となっております。今回の補正で、道路改良工事と電線共同溝の工事を実施いたしまして、用地買収の残り1件をあわせて行いまして、来年度末の完成を目指してまいりたいと考えております。

木村委員

この新聞の記事があって、確認をしたいんですけれども、通学路ということで の道路をつくるということですよね。都市計画街路で今回予算がついたから通 学路ということでするんですか。それとも、あそこに敷島北小があって危ない から通学路ということなんですか。

大久保道路整備課長 この事業は平成17年度から始めたということは、既に先ほど言いましたが、都市計画決定になっていて、それの道路建設ということです。それと、これは北部区間の金石橋のところのインターチェンジへのアクセスにもなるということで事業に着手いたしました。今回の補正については、改良中の事業であっても、整備を促進することで、そこが通学路であればそこには予算をつ

けますよということでございましたので、それぞれ要素はありますが、今回はちょうど敷島北小のかなり近いところで通学路ということ、集落内ということで、ここで予算をいただいて、少しでも早く完成するということで補正をしてございます。

木村委員

記事によると、国やらいろいろあるんですけれども、県内全域で801カ所あるけれども、県管理の道路171カ所について3年後までに全て対策をとる方針だと書いてあるんですが、そうしますと、県内の171カ所のうちのこれが、今、私が聞いているところが1カ所分ということになるわけですね。この171カ所がどこだということを聞くつもりはないんですけれども、この工事着手箇所の選択については、予算がつくところからということですか、それとも、危ないところからということですか。甲斐市が工事をしてくるのが大変早くなるということはありがたいんですが、この171カ所の中の、どのような基準で路線の選定が行われているかお聞きします。

鈴木道路管理課長 通学路の交通安全対策につきましては、3カ年をめどに171カ所の対策を実施したいと考えております。本年度につきましては、そのうち107カ所で着手をするということになっております。何年かにまたがる事業もございますが、91カ所の完了をさせたいと思っております。そのうち、補正予算の前に既に対策済みという箇所が32カ所ございます。今回の補正は15カ所挙げております。残りがあるわけですけれども、これにつきましては国庫補助の対象とはならない軽微な対策でできるという箇所もございます。今年度できるところについては、今回の補正も含めてやっていくというようなことでございます。また、どこが優先的にということは、全て緊急ということでございますので、用地の問題とかそういったものがないところについてできる限りのところはやっていくということで、本年度は107カ所と考えています。

木村委員 うまく暗算ができなかったんですけれども、でも、3年以内に171カ所だと解釈していいということなんですね。

鈴木道路管理課長 一応3年以内を目途に積極的にやっていきたいと思っております。例えば 歩道設置などの用地買収をしなければならないといったような箇所も何カ所 かございます。そういったところにつきましては、歩道設置が終わるのは3カ 年を超えるかもしれません。ただ、そういう場所につきましては、暫定的に何 らかの対策をして、例えば、いわゆる車道と歩道を明確にするようなポールな どの設置など、今すぐできることはやっていきたいと思っております。

木村委員

わかりました。大変厳しい財政事情の中ですけれども、京都でしたか、子供 たちの交通事故が、何回も何回も重なってあったので、このことは大変心配し ておりました。ぜひスピードアップといいますか、早く、牛句地内の工事は、 今お聞きはしましたけれども、用地買収があと1件ということですので、大変 期待をしております。

これは教育委員会関係になって、ここで聞いていいのかわからないんですけれども、スクールゾーンはしっかり色がついていますよね。そして自転車道も何か色をつけるとか、字が書いてあるとかいうことになっていますけれども、道路の整備及び管理をする上で、色で区分けをするとか、わかりやすく通行できるようになどとなっていないのでしょうか。

鈴木道路管理課長 緊急点検をいたしまして、いろいろ現地の状況があり、その中で一番効果があると思われるようなことをいろいろピックアップしております。その中には、今おっしゃられました、路肩の部分に色をつけてカラー化して、車道と区別を明確にするという箇所もございます。できる限りのことはやっていきたいと思っております。

木村委員 ありがとうございました。どんな色を使うのか、わかればちょっと教えてい ただきたい。

鈴木道路管理課長 基本的にはいろいろ色はあるとは思いますが、今のところ緑色で、車道となるべく区別ができるような色と考えております。また現地の状況によって若干色が変わってくるかもしれませんが、路肩の部分を緑色に舗装するといった状況です。

木村委員 歩道の場合ということに関してですか。

鈴木道路管理課長 歩道といいますか、路肩の部分。歩道のないようなところ。歩道そのもの はカラー化することはありません。

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第133号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員 会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第128号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第129号 変更契約締結の件

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第2号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 原案のとおり承認すべきものと決定した。

※所管事項

(県管理道路の状況と対応について)

早川委員

先ほど、県管理の道路の本県の状況と対応について御説明いただいたんですけれども、まず私は実際に県庁に来るときには、いつも笹子トンネルを使っていましたし、事故当日のときも実際、8時ぐらいにトンネル付近にいましたので、本当にこのような事故は二度と起こってはならないと思っているうちの1人です。

そこで、今、県管理のトンネルについてはいろいろな情報が新聞等で交錯していますので、先ほどの説明、または今までの質疑と重なる部分があるかもしれませんが、改めてここで伺いたいと思います。まず、先ほどの説明にもあったんですが、新聞報道と異なるのは、笹子トンネルの天井板と新御坂トンネルや愛宕トンネルの天井板が新聞報道等では同じ構造だとあったんですけれども、私自身が見る限りは大分違う構造だと思うんですね。そこで、大きさや重さ、構造などに違いがありますか。また、天井を支える金具やボルトについても、県の点検結果と報道等の捉え方がやはり異なっており、本当に県民は心配をして不安がっていますので、ここで改めてもう一度、県の正しい情報をわかりやすく説明をお願いします。

鈴木道路管理課長 まず天井板の大きさや重さ、構造ということでございますけれども、新御 坂トンネルの天井板につきましては、いわゆる軽量気泡コンクリート、発泡コンクリート、軽い材質のコンクリートでつくってございます。1枚当たりの幅は60センチ、それから長い方向の長さが2メートル35センチ、厚さが7センチ5ミリございます。1枚当たりの重さにつきましては約58キログラムということでございます。

愛宕トンネルにつきましても、同様に同じく軽い材質のコンクリートの板でございます。幅は短いほうが60センチ、それから、長手の方向が2メートル25センチ、厚さが10センチ、重さにつきましては1枚当たり80キログラムでございます。

一方、笹子トンネルの天井板につきましては、PCコンクリートということでございます。これにつきましては、1枚当たりの幅が1.2メートル、それから、長いほうが5メートルございます。厚さが9センチ。重さにつきましては、1枚当たり約1.4トン、約1,400キログラムでございます。県管理のこの2つのトンネルに比べまして、笹子トンネルはかなり重いということでご

ざいます。

点検の結果についての報道等ということでございますが、まず12月3日に緊急に点検をしたわけでございますけれども、そのときには目視を中心ということでして、そのときの報告では重立った異常がないということを受けたところでございます。その後、国土交通省のほうから、詳細に点検をするようにという指示がございまして、改めて10日から14日にかけて詳細に点検を行ったところでございます。その結果、新御坂トンネルでは、つり金具のボルトなどにつきまして163本の異常があった、また、愛宕トンネルでは8本の異常が発見されたということでございます。これにつきましてはつり金具、あるいは端部の固定金具と呼んでおりますけれども、その強度は実際に天井板を支えるために必要な強度の数倍ございます。今回、異常が発見されたわけでございますけれども、異常があったボルトが機能しない場合でも、安全に十分な余裕があると判断しているところでございます。

早川委員

強度を調べると確かに安全というお話だったと思うんですけれども、ただ、 金具やボルトに異常があることは事実だと思うんですね。そうすると、今まで の管理体制に私は本当に疑問が残るんです。そこで、愛宕トンネルについて、 県では目視で異常がなかったから打音検査を行わなかったとありましたが、な ぜ打音検査を行わなかったのか。聞くところによると、国の基準では目視で異 常がないのであれば、打音検査が不要というのは本当にそうだったのか。

そして、これもまた重要なんですけれども、愛宕トンネルで天井板の設置以来22年間も記録が残っていないという報道があったんですけれども、常識的にそのようなことはあり得ないと思うんです。一部の県民の方が、記録が残っていないのであれば、目視検査さえもやっていなかったんじゃないかとおっしゃっていたのですが、そう言われても仕方ないと思うんですね。記録が残っていないというのはどういうことなのか、それも含めて教えてください。

鈴木道路管理課長 まず、県におきましてはトンネルの点検を行う際、国土交通省が出している道路トンネル定期点検要領がございますが、これに準拠いたしまして実施をしてきているところでございます。その要領によりますと、まず目視点検を行いなさいということになっております。そして異常といいますか、変状が見つかった場合には打音検査をしなさいということになっております。愛宕トンネルにつきましては、パトロールカーによるのですが日常のパトロールということで、目視でトンネルの状況を確認していたわけですけれども、そのときには変状は見つからなかったということで詳細の点検を行っておらなかったということでございます。

点検の記録が残されていないという御指摘でございますが、これにつきましては本当に反省をしておるところでございまして、今後は改めていくというふうに思っています。

早川委員 記録が残っていないというのは、まず簡単に、記録を残すことが義務づけられていなかったんでしょうか。

鈴木道路管理課長 定期点検要領の中では日常点検以外に詳細点検をしなさいと、もし何かあった場合には点検しなさいということになっておるんですが、愛宕トンネルの場合、日常点検で異常が確認されなかったということであり、詳細な点検は行っておらなかったということでございます。詳細な点検をした場合には当然記録をとっておかなければならないということにはなっております。そのような

点もございまして、点検記録は残っておりません。日常点検は道路パトロールなどでやっておりますので、その道路パトロールの報告はありますけれども、トンネルの定期点検に基づいてつくる記録というものはありません。

早川委員 現段階では記録が残っていないとおっしゃるが、今後、このままにしておく のか、やむを得ないから記録を探さないのか、その点を教えてください。

鈴木道路管理課長 これまでもいろいろ事務所の担当者に聞き取りを行い、記録についてどう なんだということは聞いておるところでございますが、今のところ、記録はな いと言いますか、見つかっていない状況でございます。

早川委員

県の管理体制が本当にずさんであったと言われても、これは仕方ないと思うんです。そうすると、管理体制だけじゃなくて、県の点検方法も私は疑問が残ると思うんですね。先ほどの繰り返しになるかもしれないんですけれども、笹子トンネルの事故後に愛宕トンネルと御坂トンネルの点検を12月3日に緊急点検をしました。先ほど説明があったと思うんですけれども、12月3日の点検で異常なしで、国から指示を受けて実施をした10日から14日、その再点検では100本以上もボルトの脱落が発見されたことから、12月3日の県の点検に対しても懸念する声も私はよく聞くんですよね。変に誤解があるかもしれませんが、教えてください。

そして、仮に国から指示がなければ、県は、危険な異常があるボルトなどを そのままにしてやらなかったのか、その辺も教えてください。

鈴木道路管理課長 まず3日の点検でございますが、笹子トンネルの事故を受けまして、まず 緊急に点検をしなければならないという判断のもとで、これまでの点検のよう な内容、いわゆる目視を中心とした点検を取り急ぎやったというところでござ います。そのときに目視が中心であったので、結果的に異常なしという報告を 受けたんですが、見逃しもあったというふうなところがございます。それは本 当に反省をしているところでございます。

> 12月6日に国土交通省から指示があったわけでございますが、それ以前に 国土交通省のほうから、中日本高速道路会社などに点検するようにということ もございました。そのときに点検方法が、全数の目視、打音、触診というふう なことも記載されておりまして、12月3日に点検をしたわけですが、今度、 改めてそれに基づきましてやろうという計画を立てておりました。そして12 月6日の指示が来たということでございます。

> それがなければやらないのかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、愛宕トンネルにつきましては、日常のパトロールで異常もなかったということで、その点についてはこれまでどおりというふうなところがあったかと思います。御坂トンネルにつきましては、以前に詳細な点検をやったこともございまして、それも今、経過観察の状態というのもございますので、今ここで、時期はどうだと言われると、明確にはお答えができませんが、やることは当然考えていたところでございます。とにかく今回こういう事故が起こりましたので、ここで再確認しましたということでございます。

早川委員

全体的に見て、どうも国からの指示待ちという感があるんですね。国からの 指示だけでなく、私は、もっと県独自のスピードと厳格な対応が必要だと思い ます。

次に大切なのは今後についてだと思うんですけれども、12月8日に笹子ト

ンネルの下り線の開通の見通しの中で、トンネルの下り線の天井板を全部撤去するという話があったと思います。これは本当にドライバーの安心感とか、原因が不明な中にある中で天井板の撤去は私も必要だと思います。そこで、一部報道でもありましたが、新御坂トンネル及び愛宕トンネルの対応としても、安全性を確保するために、この2つのトンネルも天井板を撤去してしまうという報道があって、私個人もそうですが、一部の県民の方も誤解している面があるんですね。この2つのトンネルもボルトの交換とか補修、点検強化、そしてまた補修を繰り返すことを考えると、技術的に可能であれば、これは絶対取っていただきたいと思いますが、その点について御所見を伺います。

鈴木道路管理課長 まず、笹子トンネルの天井板につきましては、今、撤去作業が進んでいる ということでございますが、新御坂トンネルや愛宕トンネルにつきましては、 先ほどから申し上げましたとおり、10日から14日に詳細な点検を行いまして、安全性に問題がないという判断をしているところでございます。

今後につきましては、まず今ある天井板の点検を密にして、安全管理に万全を期していきたいと思っております。3カ月に一度程度、今回と同様の調査を行い、当方の点検結果に基づいて、いろいろ補修が必要であれば対策を講じていきたいと思っています。

新聞報道で、天井板撤去も検討という記事が出たというお話でございますけれども、それにつきましては、今申し上げたことに加え、将来に向けて、天井板を絶対に撤去しないということではないということです。例えば国土交通省の方針といったようなものが出れば、当然そういうことをまた考えるということです。したがって天井板の撤去については、将来的、長期的にわたって全く排除しないということではないというふうなことでございまして、今すぐここで天井板の撤去を検討するということではございません。そういうお話をさせていただいたんですけれども、結果的にそういった新聞の報道になってしまったのは、私の伝え方がまずかったのかなと思っております。

早川委員

撤去については、地域の住民の人も私個人も、ぜひ長期と言わず短期で、可能であれば検討していただきたいと思います。

次に、愛宕トンネルと新御坂トンネルの管理方法とか点検方法ですけれども、例えば山梨大の教授など一部の学者さんが言われているように、目視や打音検査だけではなく、ボルトの引き抜き検査をするべきだと言っておりました。今回事故があった当事者の本県としては、先ほどおっしゃいましたけれども、国の点検基準を上回る厳しい点検計画を立てるべきだと思うんです。報道の中において、県において新たな点検計画を立てるということがありましたが、その内容は実際どのようなものをお考えなのか聞かせてください。

鈴木道路管理課長 今、新たな点検計画を検討しているわけでございますけれども、今のところ、アンカーボルトの引き抜き試験、あるいは引っ張り試験などにつきましては、笹子トンネルについても、今、調査委員会で議論されているということが1つございます。ケミカルアンカーにつきましては、愛宕トンネルでも使っているのですが、新御坂トンネルは金属製のアンカーということで、打音検査などによるんですけれども、どちらも今のところ安全も確保されているという判断といった状況でした。今のところすぐに引っ張り試験や引き抜き試験をやることは具体的に考えておりません。

ただ、今申しましたように、調査委員会等の議論、あるいは国土交通省が点 検の基準が見直されるなどといった諸般の状況により、必要があればそういう 点検も視野に入れていくだろうと思っております。まず現行のやり方で早急に 点検計画をつくって、そういう状況が出てきたときに判断することになろうか と思いますけれども、そしてまた基本点検計画を見直していくということも考 えています。

早川委員

これ、本当に当たり前のことなんですけれども、本県は観光立県なんですね。 来年はもっと観光客がふえると思います。ですから、本当に厳しい態勢で臨ん でいただきたいと思います。その中でもう1つ、トンネルの事故があった後に、 富山県でトンネルの天井板の緊急点検をした後に、トンネルの照明枠が軽自動 車に落下するという事故がありました。これを考えると、私は天井板以外のト ンネル内の他のあらゆる老朽化している附属物もチェックするべきだと思う んです。そこで、国交省のホームページを調べますと、やはりトンネル内のそ うした附属物に関する一斉点検を実施とあるんですけれども、この内容をどう いうふうに捉えているのか。もちろん本県もやる予定になっているとは思うん ですけれども、その点についてお伺いします。

鈴木道路管理課長 その他の附属物につきましてということで、12月7日付で国土交通省の ほうから一斉に点検をしなさいという御指示がございました。そのうち、いわ ゆるジェットファン、大型の送風設備ですけれども、そういった重量構造物に つきましては本年中に点検をしなさいということで、今、点検をしているとこ ろでございます。その他の照明器具とか小さい附属設備につきましては、本年 度中に点検を終了しなさいというふうなことになっております。今、点検を行 うに当たって準備中ということでございまして、国の指示にしたがって点検は やっている状況です。内容につきましては、やはり同じように、全数の目視、 打音、触診というふうなことでやるということになっております。

早川委員

これまでの県の点検結果の状況を見ますと、今、厳しくつくるという点検計画は、たとえ厳しいものができても、管理体制がずぶずぶでは意味がないと思うんですね。これまでの点検を管理する体制を十分反省して、点検や補修を管理するとともに、例えば人数をふやすといったシステムづくりをするべきだと思うんですけれども、御所見を伺います。

鈴木道路管理課長 今、新たに点検計画を策定中ということでございます。その中では、やは り点検の記録、補修の履歴といったものをきちんと整理しておくということは 重要であり、今回のことを教訓にしまして明記していきたいと思っております。 それにつきましては、実際にそれを行う担当者に伝えまして、それをずっと残 して、それをもとに次の点検を定期的にやっていくということで、その辺は明 確にしていきます。

早川委員

最後に、これは前回の委員会でも申し上げたんですけれども、御坂長大トンネルの計画についてです。トンネルの老朽化という面では、今回の笹子トンネルは建設して35年経過しているんですが、新御坂トンネルは45年も経過しており、私、きょうも通ってきたんですけれども水漏れがひどいんです。本当に老朽化が進んでいるので、今回の笹子トンネルの事故も受けて、新しいトンネルが欲しいと地元からも上がっているんです。本会議の質疑でもあったように、リニア新駅からの道路整備という観点でも、知事の答弁の可能性を検討していくという段階じゃなくて、私は、より低い位置でより長く、そして安全な御坂長大トンネルの早期計画に入るべきだし、実現をするべきだと思うんです。

これは必然だと思います。最後にこの点だけ御所見をお伺いして、以上で質問 を終わります。

大久保道路整備課長 先ほど委員のほうからもお話がありましたが、本議会で、将来的にはさまざまな角度からこの可能性について検討していくという答弁がございました。現時点で新たなトンネルについて具体的な検討を進めているわけではございません。ただ、新たなトンネルというふうになりますと、現在2,800メートルの新御坂トンネル、その下へつくるということになりますと3,000メートルは超えるということが想定されます。そして、交通量が多いということで、さまざまな設備も必要になってくるのではないかと思っています。そうなってきますと、やはり大きな事業費、あるいは環境や地域への影響といった問題もございまして、今後どのように検討していくかということから始まるものと考えております。まずは課題の抽出、整理だということだと考えております。

飯島委員

今、早川委員から厳しいというか、当然といった質問がありました。まさに 17日に県土整備部からいただいた報告書に書かれているものですけれども、 やっぱり9名の方がお亡くなりになられたということをまず第一に考えてい ただきたいと思います。

午前の森林環境部の審査では明野処分場の問題について各委員からいろいろ質問が出たのですが、やはりこれも二度と起こしてはいけない問題です。しかも、人命がかかわっているということだと早川委員もおっしゃっていましたが、やはり山梨県のイメージ、明野処分場にしても、笹子トンネルにしても、山梨は怖いから行きたくないといったマイナスなイメージをいち早く払拭してほしいと思います。

知事は暮らしやすさ日本一と言っているわけですから、まずは真っ先に二度と起きないようにもちろんしていると思いますけれども、早川委員も地元である新御坂トンネルあるいは愛宕トンネルのことも質問しましたけれども、この件に関しましても、本当にいち早くやってもらいたいと思っています。

いろいろな報告を受けていますが、笹子トンネルについて開通のめどは、今 現在、最新の情報でどんなことになっているのか、教えてください。

鈴木道路管理課長 それにつきましては、ネクスコ中日本のほうで天井板の撤去、あるいはそれに伴う必要な設備の設置を24時間体制で行っております。聞きましたところ、300人の人員でやっているとのことです。最新の進捗率ということですが、20日の午後1時現在の進捗率は36%と聞いております。始めたのが12月9日からということですが、準備作業などいろいろあって、今のところ36%ということでございます。開通時期について情報はいただけませんでしたが、今後、逐次情報を提供していただくようにこちらからも要請をしているところであります。

飯島委員

はっきり日時を言って、それがまたできなかったということになると困りますから、そこは考慮して、ただ、年内中ということも聞いていますので、ぜひ大急ぎでやっていただきたいと思います。

あと、日本の道路行政は橋も含めて、とても技術が高く、お金をかけてしっかりしたものをつくるんですが、メンテナンスがお粗末だと、さまざまな有識者や専門家が言っております。もちろん県土整備部の皆さんもそういう声を聞いていると思いますので、ぜひそうした意見に耳を傾けて業務を行うことが私

は次の事故につながらないということだと思いますので、意識をしてほしいということと、繰り返しになりますが、予算編成もしっかりやっていただきたい。 横内知事は国土交通省出身ですから、そういうことも駆使して最大限の努力を していただきたいということを申し上げて、終了したいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに 調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、閉会中の継続 審査案件にかかる執行部からの事情聴取を平成25年1月18日に実施する こととし、詳細については後日連絡することとした。
- ・11月12日に実施した継続審査案件調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以上

土木森林環境委員長 堀内富久